学校感染症について

第１種　（治癒するまで）

・エボラ出血熱	・クリミア・コンゴ出血熱	・痘そう
・南米出血熱	・ペスト	・マールブルグ病
・ラッサ熱	・急性灰白髄炎（ポリオ）	・ジフテリア
・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイスであるものに限る）		
・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）		
・特定鳥インフルエンザ		

第２種

感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

第３種

感染症		出席停止期間
・コレラ	・細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
・腸管出血性大腸菌感染症	・腸チフス、パラチフス	
・流行性角結膜炎	・急性出血性結膜炎	
・その他の感染症 ※学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、学校医の意見を聞き緊急的に措置をとることができる		